

届出が必要な施設

■騒音・振動特定施設（届出施設）一覧表（法施行令第 1 条、条例規則第 51 条）

施 設 名		騒音		振動		備 考
		法	条例	法	条例	*は、条件付きであることを示す ※は、施設の注意書きであることを示す
金属加工機械						
圧延機械		* 22. 5kW	* 22. 5kW			*原動機の定格出力の合計
製管機械		○	○			
ベンディングマシン		* 3. 75kW	* ○		○	*ロール式に限る
液圧プレス		* ○	* ○	* ○	* ○	*矯正プレスを除く
矯正プレス			○		○	
機械プレス		* 294kN	○	○	○	*呼び加圧能力(キロニュートン)
せん断機		3. 75kW	○	1kW	○	
鍛造機		○	○	○	○	
ワイヤーフォーミングマシン		○	○	37. 5kW	* 15kW	*原動機の定格出力の合計
ブラスト		* ○	○			*タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
タンブラー		○	○			
自動旋盤			* ○			*棒材作業用のものに限る
数値制御フライス盤			○			
マシニングセンタ			○			
平削盤			○		○	
切断機		* ○	* ○			*といしを用いるものに限る
グラインダー			* ○			*工具用及び精密加工用を除く *垂鉛版用以外は 2 台以上
自動やすり目立機			5kW			
圧縮機及び送風機						
空気圧縮機 ※	(振動) 圧縮機 ※	* 7. 5kW	3. 7kW	* 7. 5kW	* 7. 5kW	*環境大臣指定の機器を除く
空気圧縮機以外の圧縮機 ※			3. 7kW			※冷凍機及び空調機に使用されているものを除く
送風機 ※			7. 5kW	3. 7kW		
粉砕機						
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機		7. 5kW	○	7. 5kW	3. 7kW	
穀物用製粉機		* 7. 5kW	○		3. 7kW	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉砕機			○		* 3. 7kW	*破砕機、摩砕機を含む
その他の用に供する粉砕機			* ○		* 3. 7kW	*破砕機、摩砕機を含む
繊維機械						
織機		* ○	* ○	* ○	* ○	*原動機を用いるもの
紡績機械			○			
編組機			* ○			*2 台以上
撚糸機			○			
建設用資材製造機械						
コンクリートプラント		*0. 45 立方メートル	* ○		○	*混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン				* 2. 95kW	* 2. 95kW	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械				* 10kW	* 10kW	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント		* 200kg	○			*混練重量

施 設 名	騒音		振動		備 考 *は、条件付きであることを示す ※は、施設の注意書きであることを示す
	法	条例	法	条例	
木材加工機械					
ドラムバーカー	○	○	○	○	
チッパー	2. 25kW	2. 25kW	2. 2kW	2. 2kW	
碎木機	○	○			
帯のこ盤	* 15kW **2. 25kW	○			*製材用 **木工用
丸のこ盤	* 15kW **2. 25kW	○			*製材用 **木工用
かんな盤	2. 25kW	○			
抄紙機	○	○			
印刷機械 ※	* ○	* ○	2. 2kW	2. 2kW	*原動機を用いるもの ※事務用機械、紙工機械等を除く
ロール機					
ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機		○	* 30kW	* 30kW	*カレンダーロール機を除く
その他のロール機		* ○			*金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成型加工機械					
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成型加工機械		○		* 15kW	*原動機の定格出力の合計
鋳造型機	* ○	* ○	* ○	* ○	*ジョルト式に限る
エヤーハンマ		○			
走行クレーン		* 5t		* 5t	*吊り上げ能力
工業用動力ミシン		* ○			*3 台以上
紙工機械		* 3. 7kW		* 15kW	*原動機の定格出力の合計
遠心分離機		* 1. 2m		* 1. 2m	*直径
集じん装置		○			
かくはん機		3. 7kW			
電気炉		* ○			*鉄鋼及び非鉄金属製造用の ものに限る
ロータリーキルン		○			
冷凍機及び空調機 ※		* 7. 5kW			*クーリングタワーを有せず 室外機に圧縮機又は送風機 を有するもの ※送風機を使用する場合は、送 風機の欄を参照
クーリングタワー※		2. 2kW			※送風機を使用する場合は、送 風機の欄を参照
スチームクリーナー		* 7. 5kW			*原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○			
オイルバーナー		* ○			*ロータリー式、ガンタイプ 式を除く

〔表の見方〕

- ・「法」の欄に○又は数値のあるものが特定施設で、「条例」の欄に○又は数値のあるものが届出施設です。
- ・表中の数値、例えば 7.5kW は、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものが届出の対象であることを表します。
- ・表中の*は、条件付きであることを表し、その条件は備考欄に示しています。
- ・表中の※は、施設の注意書きであることを表し、その注意書きは備考欄に示しています。